

議案第29号

勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年9月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置目的と事業内容を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立北谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成26年勝山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第1条 北谷町全体の活性化・再生を図るため、北谷町住民及び関係者が主体となったまちづくり活動及び交流事業_____の拠点施設として、勝山市立北谷町コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)を設置する。	第1条 北谷町全体の活性化・再生を図るため、北谷町住民及び関係者が主体となったまちづくり活動及び交流事業 <u>並びに生涯学習</u> の拠点施設として、勝山市立北谷町コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)を設置する。
(事業)	(事業)
第3条 コミュニティセンターは、第1条の設置目的を達成するため、次のことを行う。	第3条 コミュニティセンターは、第1条の設置目的を達成するため、次のことを行う。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 北谷公民館と連携した業務に関すること。</u>	(削る)
<u>(3) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
(新設)	<u>(3) 定期講座を開設すること。</u>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(利用許可)

第5条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用を許可しないことができる。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(遵守事項及び市長の指示)

第7条 市長は、コミニティセンター利用の許可を受けた者(以下「利用者」といふ。)の遵守事項を定め、コミニティセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用許可の取消し等)

(4) 討論会、講習会、講演会、実習会、展覧会等を開催すること。

(5) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(6) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(7) 各種の団体、機関等との連絡を図ること。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(使用の許可)

第5条 コミニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) (略)

(2) 第1条の設置目的にそぐわないと認められるとき。

(3) (略)

(4) (略)

(遵守事項及び市長の指示)

第7条 市長は、コミニティセンター使用の許可を受けた者(以下「使用者」といふ。)の遵守事項を定め、コミニティセンターの管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、利用許可の取消し又は停止をすることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により、利用の許可を受けたとき。

(2)・(3) (略)

**(利用料金)**

第9条 コミュニティセンターの利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内で市長が別に定める。

2 利用者は、前項に規定する利用料金を納入しなければならない。

**(利用料金の減免)**

第10条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(1) 公用又は公共用を目的とする事業の用に供するため、施設を利用するとき。

(2) 第3条第1号又は第2号に係る事業の用に供するため、施設を利用するとき。

(3) (略)

**(利用料金の還付)**

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 天災、気象その他利用者の責任によらない理由で、施設が利用できなくなったとき。

(2) コミュニティセンターの管理上、特に必要があるため、市長が

第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可の取消し又は停止をすることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたとき。

(2)・(3) (略)

**(使用料)**

第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1及び別表第2の区分により、使用者から徴収する。

2 使用者は、前項に規定する使用料を納入しなければならない。

**(使用料の減免)**

第10条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 公用又は公共用を目的とする事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(2) 第3条第1号から第7号まで（第2号を除く。）に定める事業の用に供するため、施設を使用するとき。

(3) (略)

**(使用料の還付)**

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 天災、気象その他使用者の責任によらない理由で、施設が使用できなくなったとき。

(2) コミュニティセンターの管理上、特に必要があるため、市長が

利用の許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第12条 利用者が、故意若しくは過失によって施設及び付属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(管理の代行)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、市長が指定する者(以下「指定管理者という。」)にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条に定める利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第1条の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 利用時間の変更及び臨時休館に関する業務。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) コミュニティセンターの利用並びに利用の許可及び取消し等の業務

(4) 利用料金を定めること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

使用の許可を取り消したとき。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意若しくは過失によって施設及び附属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(管理の代行)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、市長が指定する者(以下「指定管理者という。」)にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 開館時間の変更及び臨時休館に関する業務。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) コミュニティセンターの使用並びに使用の許可及び取消し等の業務

(4) 別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲内で利用料金を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(5)・(6) (略)

- 2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、  
第5条から第9条まで及び 第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」  
としてこれらの規定を適用する。

(5)・(6) (略)

- 2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、  
第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、  
第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条の規  
定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指  
定管理者」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、あらか  
じめ市長の承認を受けなければならない。」と、第11条の規定中「使  
用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条、第6条(「利用」を「使用」に改める部分を除く。)及び第10条(「利用料金」を「使用料」に、「利用する」を「使用する」に改める部分を除く。)並びに次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

### (勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第26号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「北谷 ノ ノ 北谷町河合第26号2番地1」を削る。